

高知県公安委員会審査請求手続規則(平成 28 年高知県公安委員会規則第 7 号)の一部改正
について

公開日 2020 年 03 月 31 日

1 規則等の題名

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

3 規則等の制定日

令和 2 年 3 月 31 日（火曜日）

4 結果公示の日

令和 2 年 3 月 31 日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）第 38 条第 4 項第 8 号に該当

6 適用除外の理由

高知県行政手続条例第 38 条第 4 項第 8 号の適用除外条項に定める意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。

7 規則等の概要

高知県公安委員会審査請求規則の一部を改正する規則
別添のとおり

8 担当課・連絡先

高知県警察本部警務部監察課

TEL : 088-826-0110

公安委員会規則

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第5号

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会審査請求手続規則（平成28年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「高知県警察本部警務部監察官の職にある者のうちから適当であると」を「高知県警察本部の職員のうちから審理に関する事務を行うに当たって必要な知識及び経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる」とに改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県公安委員会審査請求手続規則（抜粋）

（審理官）

第3条 高知県警察本部長(以下この条において「本部長」という。)は、公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁(法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。)が行う審理に関する事務を補佐させるため、高知県警察本部の職員のうちから審理に関する事務を行うに当たって必要な知識及び経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認める者を審理官として指名するとともに、審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、法第24条の規定に基づき当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2～5 略

旧

高知県公安委員会審査請求手続規則（抜粋）

（審理官）

第3条 高知県警察本部長(以下この条において「本部長」という。)は、公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁(法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。)が行う審理に関する事務を補佐させるため、高知県警察本部警務部監察官の職にある者の中から適当であると認める者を審理官として指名するとともに、審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、法第24条の規定に基づき当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2～5 略